



北京あれこれ

最近の中国で報道されるニュースには、「十二五」という言葉がよく出てきます。多くの場合、将来の目標や計画に関するニュースと一緒に使われています。例えば、「十二五計画では、2015年までに、〇〇を増やすことを目標としている」とか、「十二五の方針に沿って、今後5年間で、〇〇の整備に取り組む」といった具合です。この「十二五」というのは、中国の第12次5カ年計画のことを指しています。第12次は、昨年2011年から2015年までの5年の期間を指しています。

この「十二五」計画は、昨年からスタートしていますが、中央が定めた「十二五」を土台にして、各政府機関や地方政府によってもそれぞれの5カ年計画が策定されるので、今年に入っても、「〇〇部門の計画によると・」といった感じで、今後の計画や目標に関するニュースをよく目にします。

5カ年計画は、社会や経済について広範囲に立てられていますが、知財に関しても様々な計画が立てられています。例えば、

- ・知財の活用による企業の海外展開を奨励する
- ・知財サービス産業を大々的に育成する
- ・海賊版や模倣品等の権利侵害行為を有効に抑止する

といった括りのものから、

- ・人口1万人当たりの特許保有件数を3.3件に増やす
- ・企業の知財人材の数と素養を大幅に向上させ、知財サービス産業の就労人口を約1万人増やす
- ・特許の審査待ち期間を22ヶ月以内に、商標では10ヶ月以内に短縮し、実用新案と意匠は3ヶ月以内に審査結果を出す

といった具体的な数値を伴ったものまで、様々な目標、計画が立てられています。

ちなみに、「知財サービス産業」には、色々な業種が含まれていて、知財に係る代理、コンサルティング、評価、受託管理、教育訓練、情報検索、データ編集、金融サービス等が挙げられています。上記の「人口1万人当たりの…」との目標は、聞きなれない指標に感じられますが、今期の計画で初めて導入されたもので、政府は今期この指標を重視しているのだ



そうです。

このように様々な目標が含まれている5カ年計画ですが、いずれの期でも、その多くは実践され、達成されていると言われていません。前回の第11期分については約8割が達成されたと言われていません。

北京には、以前にもご紹介した、外部審査官が審査業務を行う審査協力センターという機関があります。特許庁の審査官を含め、これまでは、北京にしか審査業務を行う拠点はなかったのですが、昨年、地方でも審査業務を行う拠点として初めて、広州、南京の2ヶ所に審査協力センターが作られました。それぞれ広東センター、江蘇センターと呼ばれ、北京での増員分も合わせて、約1700人が新たに採用されるようです。

こうした動きは、審査待ち期間の短縮に貢献するだけでなく、上記の知財サービス産業を含め、地方のサービス産業の発展にも貢献すると考えられていて、国と地方の双方が、十二五期間中のそれぞれの任務を果たせると考えているのだそうです。

さて、これまで約2年の間、北京からのニュースを担当してきましたが、4月より、弊



所東京支店（グローバル・アイピー東京特許業務法人）で勤務することになり、今月分が私担当の最後の記事となりました。これまで読んで下さった皆さま、どうもありがとうございました。

実際に中国で過ごしていると、色々なことが、想像以上の早さで変化しているのを感じますが、それぞれの変化の背景に、共通する事情があることも多く、記事を書いた後から理解が深まるということがよくありました。こうした視点を保ちながら、今後も、変わり続ける中国の姿を追っていきたいと思います。

次回以降も、引き続き、GIP China Corporationから様々な情報を皆さまにお届けできるかと思えます。どうぞお楽しみに。



筆者紹介

門脇 学（かどわき まなぶ）

弁理士。グローバル・アイピー東京特許業務法人所属。1998年、新樹グローバル・アイピー特許業務法人入所。主に日本企業の国内外の出願、権利化業務を担当。2007年より中国に滞在。現在、GIP China Corporation（GIPグループ北京オフィス）において、出願業務のほか、中国国外の企業の中国出願に関する連絡業務などを担当。